

		提出日	令和8年2月6日
措置状況報告書			
部署	健康福祉部 健康増進課		
指摘事項		措置内容	
学生実習生の実習指導料については条例等で規定されていないが、学校側の依頼に応じて請求書を発行している事案が検出された。 教育実習生の受入れによる謝金についての文部科学省の方針としては、複写代等の実費以外のいかなる金品の授受も排除すべきものとされていることから、取扱方法について整理された。		学生実習生の実習指導料につきましては、教育実習生の受入れによる謝金についての文部科学省の方針を把握しておりませんでした。 職員がその指導にあたることにより、職員自身の資質向上になるとともに、保健師等医療専門職の人材確保及び育成につながるものであります。また、情報公開の促進や会計の適正化等が求められており、市民に十分説得力のある説明ができる内容であることが必要であり、誤解を生みやすい事案であることから、実習生の受入れは引き続き行いますが、実習指導料を授受しないものとします。 今年度既に入金された実習指導料は返金し、今後は辞退してまいります。	